

神奈川県環境審議会の部会の設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 神奈川県環境審議会条例(平成6年神奈川県条例第28号)第6条の規定に基づき、神奈川県環境審議会に次のとおり部会を設置し、所管事項について審議できるものとする。ただし、これらについて審議する附属機関等が別にある場合は、この限りではない。

名 称	人 数	所 管 事 項
環境基本計画部会	10人程度	環境基本計画及び関連する環境関係の 主な計画の策定・見直しに関する事 環境基本計画及び関連する環境関係の 主な計画の進捗状況点検に関する事 環境基本計画及び関連する環境関係の 主な計画の推進の方向性に関する事

(会議)

第2条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(任期)

第3条 部会員の任期は2年とする。

(部会長への委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年3月30日より施行する。
- 2 神奈川県環境審議会の部会の設置及び運営に関する要綱(平成8年3月27日環境審議会決定)は廃止する。
- 3 第3条の規定に関わらず、最初の部会員の任期は平成10年3月30日から平成10年7月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年10月21日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月4日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月24日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月26日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月●日より施行する。